

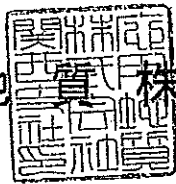
大阪航空局 補償課 御中

大阪国際空港豊中市場外用地
(野田地区)
土地履歴等調査

報告書

平成21年8月

応用地



株式会社

目 次

	頁
1. 調査概要	1
2. 資料等調査結果	3
2-1 結 論	3
2-2 土地利用の履歴等調査	4
2-2-1 旧地形図等から得られる土地利用状況	4
2-2-2 登記簿等資料による土地利用状況	6
2-3 地形・地質概要	7
2-4 既往資料による調査地付近の土壌・地下水汚染状況	9
2-4-1 環境調査結果	9
2-4-2 指定区域情報	9
2-5 現地調査による土地利用の履歴	10
2-5-1 現地踏査	10
2-5-2 聞き取り調査	10
2-5-3 現地調査のまとめ	10

<巻末資料>

- ・旧地形図、空中写真および住宅地図
- ・土地登記簿謄本の写し
- ・公図写し
- ・地形、地質概要図
- ・収集資料
 - ・平成 21 年度「豊中市の環境保全」(豊中市)より抜粋
- ・提供資料
 - ・土地区画整理事業 換地処分地番図面(豊中市より)
 - ・旧地形図(豊中市より)
- ・現地状況写真

1. 調査概要

<件名> 「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査」

<目的> 本調査は、大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）の利用履歴をたどることにより、「汚染土壌が存在するおそれ」の有無を評価することを目的とする。
なお、「汚染土壌が存在するおそれがある。」と評価された対象地については、土壌汚染状況調査（表層土壌及び表層ガス調査）での試料採取等を行う区画の設定及び調査対象物質の選定を実施することとする。

<調査地> 大阪府豊中市野田町 1501 番（地番表示）（図 1-1 参照）

物件名称	住 所（地番表示）	敷地面積
大阪国際空港豊中市場外用地 （野田地区）	大阪府豊中市野田町 1501	8,770.43m ²

<調査内容> 資料等調査 ……………1式
入手可能であった既存参考文献、周辺で実施・公表された環境測定資料および地質資料等に基づいて、調査地内の有害物質等の使用等による土壌汚染が存在する可能性を調査・記録したうえで評価をまとめた。
本調査での有害物質等とは、土壌汚染対策法に規定される特別有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法に規定されるダイオキシン類をいう。
また、本調査では、土壌や地下水の採取・分析試験は行っていない。

<調査担当> 応用地質株式会社
関西支社 ジオテクニカルセンター 地盤環境担当グループ
(土壌汚染対策法に基づく環境省指定調査機関：環 2003-1-388)
(大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府指定調査機関：
大阪府 H15-1-37)

〒532-0021 大阪府大阪市淀川区田川北 2-4-66

TEL 06-6885-6357

FAX 06-6885-6379



図 1-1 調査地案内図

(国土地理院発行 1/25,000 地形図「伊丹」より)

2. 資料等調査結果

2-1 結論

土壤環境に関する項目について、当該物件におけるおそれ区分
 汚染土壤が存在するおそれが (ある。 少ない。 ない。)

当該地における土壤汚染の可能性について評価は、表 2-1 のようにまとめられる。

表 2-1 調査結果のまとめ

調査項目	調査結果のまとめ
土地利用変遷調査 (登記簿・地形図) →2-2 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・田および池沼から宅地へ変遷し、昭和 40 年代頃より文化住宅が立地した。以後、土地区画整理事業による建屋の取り壊しが行われるまで、有害物質を取り扱う可能性のある企業の立地は確認されなかった。 ・現在は運輸省(国土交通省)の所有となっている。
地形および地質の概要 →2-3 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地とその周辺一帯の地形は、沖積低地に分類される。 ・地下水流向は、北東→南西と推測される。
土壤および地下水 の汚染状況 →2-4 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質調査の結果では、調査地の最寄である千里川下流の測定結果は、健康項目、生活環境項目ともに、環境基準値に適合していた。 ・地下水定期モニタリング調査結果では、調査地の最寄である中桜塚地区(調査地より北約 3km)にてトリクロエチレンが基準値を超過していたが、調査地からの距離が遠いことから影響はないと考えられる。 ・平成 18 年～20 年に豊中市内で実施された土壤のダイオキシン類調査は、いずれも環境基準を満たしていた。 ・平成 21 年 8 月現在、豊中市内に土壤汚染対策法に基づく指定区域、大阪府条例に基づく管理区域はない。
現地調査等による 土地利用の履歴 →2-5 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地は周囲がフェンスで囲われており、施錠されている。 ・不法投棄、野焼跡は確認されなかった。 ・土地区画整理に伴った建屋解体時には、発生したゴミは外部に搬出されており、対象地内で焼却や埋設処分はされていない。
まとめ	以上の資料等調査の結果からは、調査地内にて有害物質等による土壤汚染を生じ、または、おそれを生じさせる利用履歴は認められなかった。このことから、調査地内に汚染土壤が存在するおそれはないと考えられる。

2-2 土地利用の履歴等調査

2-2-1 旧地形図等から得られる土地利用状況

■問題無 □一部問題有 □問題有

表 2-2 に調査地周辺の旧地形図、空中写真および住宅地図から得られる土地利用の状況を示す。

表 2-2 旧地形図、空中写真および住宅地図から得られる調査地および周辺の土地利用状況

No	年次	調査地および周辺の土地利用状況	根拠資料
1	1923年 (大正12年)	調査地および調査地周辺は田、池沼となっている。	地形図(1)
2	1929年 (昭和4年)	調査地および調査地周辺の土地利用状況に大きな変化は見られない。	地形図(2)
3	1948年 (昭和23年)	調査地および調査地周辺の土地利用状況に大きな変化は見られない。	空中写真(1)
4	1950年 (昭和25年)	調査地および調査地周辺の土地利用状況に大きな変化は見られない。	地形図(3)
5	1961年 (昭和36年)	調査地および調査地周辺は田、池沼となっている。調査地北側には、現在の名神高速道路の建設が進められていることが確認できる。	空中写真(2)
6	1967年 (昭和42年)	調査地内の一部に文化住宅が立地している。調査地北側には名神高速道路が確認できる。	地形図(4) 住宅地図(1)
7	1971年 (昭和46年)	調査地内全体に建屋が立地している。周辺にはまだ田が多く残っている。	空中写真(3)
8	1977年 (昭和52年)	調査地および調査地周辺には建屋が密集し、市街化が進んでいる。	地形図(5)
9	1981年 (昭和56年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	空中写真(4)
10	1985年 (昭和60年)	調査地および調査地周辺の建屋が減少し、空地が増えている。	地形図(6)
11	1991年 (平成3年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	住宅地図(2)
12	1992年 (平成4年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	空中写真(5)
13	1995年 (平成7年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	地形図(7)
14	1996年 (平成8年)	調査地および調査地周辺の空地に仮設住宅が立地している。	住宅地図(3)
15	2000年 (平成12年)	調査地および調査地周辺に立地していた仮設住宅は取り壊され、土地区画整理事業の整備工事が始まっている。	住宅地図(4)
16	2003年 (平成15年)	調査地内に立地していた建屋取り壊され、全体が空地となっている。調査地より道路を挟んで南側は、土地区画整理事業が進み建築物を確認することができる。	空中写真(6)

17	2004年 (平成16年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	住宅地図 (5)
18	2007年 (平成19年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	地形図 (8) 空中写真 (7)
19	2008年 (平成20年)	調査地および調査地周辺の土地利用に大きな変化はない。	住宅地図 (6)

調査地は、表 2-2 の旧地形図・空中写真および住宅地図の判読結果に示すように、田および池沼から宅地となっている。昭和 40 年代より、主として文化住宅の立地が確認された。現在は土地区画整理事業により、建屋は全て取り壊され空地となっている。

住宅地図によれば、調査地にはダイコク電機大阪営業所が立地していたが、営業所としての利用のため、有害物質使用のおそれはないと判断する。

また、対象地より名神高速道路を挟んで北側には、中央建設豊中工作所、丸高繊維(株)、(株)マツダ化成工業、眞島鉄工所、宮武機械の立地が確認できる。豊中市環境部環境政策室に確認したところ、現在、これらの事業所が位置する豊中市穂積1丁目には有害物質使用特定施設等の届出が出されていないこと、また後述するように、調査地周辺において地下水汚染が顕在化していないこと、また、豊中市には土壤汚染対策法に基づく指定区域、大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく管理区域がないことから、これら事業所が原因で地下水汚染が引き起され、調査地へ影響を与えているとは考えにくい。

2-2-2 登記簿等資料による土地利用状況

■問題無

□概ね問題無

□問題有

表 2-3 に調査時点での土地の所有者を示す。調査地では、区画整理が行われており、平成 17 年 10 月 5 日に、土地区画整理法による換地処分による所有権登記が行われている。所有者は運輸省となっている。

表 2-3 調査時点での所有者

大阪府豊中市野田町 1501 番

地番	地目	所有者	取得時期等
1501 番	宅地	運輸省	土地区画整理法による換地処分による所有権登記 平成 17 年 10 月 5 日

区画整理前の登記状況の概要は次のとおりである。なお、区画整理前の地番は、豊中市まちづくり推進部市街地整備室より提供された図面をもとに読み取った。

- ・地目については、田ないし池沼であったものが、昭和 40 年代に宅地となっている。
- ・所有者については、個人、運輸省（国土交通省）、大阪府住宅供給公社、豊中市、豊中市土地開発公社、野田共同街区市街地再開発組合の所有が確認された。このほか、法人の登記として、4 社が確認された。愛知ミタカ運輸株式会社、白崎不動産株式会社は運輸業、不動産業であり、有害物質の使用は考えにくい。残る岩本建設株式会社、富士製餡工業株式会社も、建設業、食品業であり有害物質の使用は考えにくい。また、空中写真から文化住宅の密集地にあったことが想定されるため、ゴミの焼却といった土壤汚染を生じさせる行為が行われたことも考えにくい。

これらのことから、登記簿等資料による土地利用状況に関しては、問題がないものと判断する。

2-3 地形・地質概要

問題無 一部問題有 問題有

表 2-4 に調査地の地盤条件一覧表を示す。

表 2-4 調査地の地盤条件一覧表

地形区分	<input type="checkbox"/> 埋立地 <input checked="" type="checkbox"/> 沖積低地 <input type="checkbox"/> 扇状地 <input type="checkbox"/> 旧河道 <input type="checkbox"/> 洪積台地 <input type="checkbox"/> 丘陵地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ()
表層地盤の透水性	<input type="checkbox"/> 高 (砂・砂礫) <input type="checkbox"/> 中位 (ローム層等) <input checked="" type="checkbox"/> 低 (シルト、粘土等)
表層付近の地下水状況	帯水層と深度：詳細不明 予想流動方向：北東→南西
有害な盛土の存在	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有
鉱床起源等による汚染の存在	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

以下、地盤条件の内容を示す。

(1) 地形・地質概要

本調査地は、阪急庄内駅から北約 800m に位置し、西側には猪名川、藻川が、南側には神崎川が流れている。

巻末資料に調査地周辺の「地形分類図」(「都市圏活断層図 大阪西北部」国土地理院、平成 8 年 9 月発行より)、「地質図」(「地質図 大阪西北部」通商産業省工業技術院地質調査所、昭和 57 年 3 月発行より)、「ボーリング柱状図」(関西圏地盤情報データベース 2008 年度版、KG-NET・関西圏地盤情報協議会、関西圏地盤 DB 運営機構より)を示す。調査地とその周辺一帯の地形は、沖積低地に分類される。調査地のボーリング柱状図によれば、表層～1.0m は粘土層、1.0～3.8m は砂層、3.8～7.8m は粘土層、7.8～13.4m は礫質砂層、13.4～14.2m は粘土層、14.2～15.4m は礫質砂層、15.4～22.0m は粘土層が分布している。

(2) 地下水

調査地周辺の地下水位は、表層～1.0m に分布している粘土層以深に位置していると推測される。対象地より北側には上位段丘があり、地盤高が北→南に向かって低くなっていると推測されること、猪名川の流下方向が北→南、神崎川の流下方向が東→西であることから、地下水流向は、北東→南西と推測される。

(3) 有害な盛土

後述するように、豊中市からの聞き取り調査によれば、調査地は平地であり、切土、盛土による地盤高の変更は行われていない。また、調査地外からの搬入土砂は埋設配管工事に係わるものであり、購入土(山土)である。よって、搬入土砂による土壤汚染の存在は考えにくい。

2-4 既往資料による調査地付近の土壌・地下水汚染状況

■問題無・該当なし □一部問題有り □問題有

2-4-1 環境調査結果

(1) 公共用水域及び地下水水質測定結果

公共用水域及び地下水の水質測定結果による、調査地周辺の公共用水域および地下水汚染の状況は次のとおりであった。（「豊中市の環境保全(平成21年度版)」より）

豊中市内を流れる公共用水(3河川、3排水路)のうち、調査地の最寄である千里川下流の測定結果は、健康項目、生活環境項目ともに、環境基準値^{※1)}に適合していた。

地下水質調査結果について、平成20年度に実施された概況調査地点は豊中市内で6井戸であった(詳細位置は不明)。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点、ふっ素が5地点、ほう素が全地点で検出されたが、いずれも環境基準^{※2)}を満たしていた。

定期モニタリング調査については9井戸で実施された。調査地の最寄である中桜塚地区(調査地より北約3km)にてテトラカロチンが0.056mg/L検出され、基準値(0.01mg/L)を超過していたが、調査地からの距離が遠いことから影響はないと考えられる。

(2) ダイオキシン類調査結果

「豊中市の環境保全(平成21年度版)」によれば、平成18年～20年に豊中市内で実施された土壌のダイオキシン類調査は、いずれも環境基準^{※3)}を満たしていた。

2-4-2 指定区域情報

豊中市には、土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項に基づく管理区域はない。(指定区域:平成21年8月5日現在、管理区域:平成21年8月18日現在)

※1) 「水質汚濁に係る環境基準について」環境庁告示第59号(昭和46年12月28日 平成15年11月5日改正)

※2) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

環境庁告示第10号(平成9年3月13日 平成11年2月22日改正)

※3) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」

環境庁告示第68号(平成11年12月27日 平成14年7月22日改正)

2-5 現地調査による土地利用の履歴

■問題無・該当なし □一部問題有り □問題有

2-5-1 現地踏査

現地踏査を行った結果は、表 2-5 のとおりであった。

表 2-5 調査地の周辺の様子

北側	名神高速道路
東側	空地(野田町 1505 番)
南側	宅地
西側	大阪音楽大学

調査地は周囲がフェンスで囲われており、施錠されているため不特定多数の人が入れない状態である。対象地内に建屋は立地していないが、道の形状はそのままになっている。不法投棄、野焼跡は確認されなかった。

2-5-2 聞き取り調査

平成 21 年 8 月 6 日、豊中市まちづくり推進部市街地整備室に協力いただき、調査地の土地利用状況について聞き取り調査を行った。

- ・調査地は田ないし池であった。昭和 40 年頃から文化住宅が建ち出した。第一種住居地域に指定されている。
- ・土地区画整備に伴う土地の換地処分は平成 17 年 10 月に終了している。
- ・土壌対策汚染法に指定されている特定有害物質の使用はない。
- ・焼却施設、危険物保管庫、排水処理施設、電気設備の存在はない。
- ・建屋解体時に発生したゴミは外部に搬出されており、対象地内で焼却や埋設処分はされていない。
- ・対象地は平地であり、切土、盛土による地盤高の変更は行っていない。調査地外からの搬入土砂は埋設配管工事に係わるものであり、量は少なく、搬入土砂については購入土(山土)である。
- ・その他、調査地周辺の河川や土壌の汚染に関する情報は無い。

2-5-3 現地調査のまとめ

調査地は周囲がフェンスで囲われており、施錠されているため不特定多数の人が入れない状態である。対象地内に建屋は立地していないが、道の形状はそのままになっている。不法投棄、野焼跡は確認されなかった。

土地区画整理に伴った建屋解体時には、発生したゴミは外部に搬出されており対象地内で焼却や埋設処分はされていない。

以上のことから、調査地内に汚染土壌が存在するおそれはないと考えられる。